

医療機関の長 様

広島市医師会会長 松村 誠

高齢者に対するインフルエンザの定期予防接種について（お知らせ）

標記の件につきまして、広島市より下記のとおり周知依頼がありましたので、お知らせいたします。

今年度の実施期間については、**平成25年10月15日（火）から、平成26年1月31日（金）まで**となっております。上記期間以外は任意接種となり、全額自己負担ですのでご注意ください。

なお、接種を希望される方が、12月中旬までに接種ができるようご協力をお願いします。

記

1 対象者（生年月日、住所を健康保険証、健康手帳等で確認してください。）

広島市内に住民票を有する

① 接種日に満65歳以上の方

② 接種日に満60歳以上満65歳未満で、**心臓、腎臓、呼吸器の機能、又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に対して身体障害者手帳1級の障害を有する方（※）、もしくは別記の「予防接種法施行規則第2条の2該当者（満60歳以上満65歳未満でインフルエンザ定期予防接種に該当する人）確認書」に該当する方**

※身体障害者手帳1級をお持ちの方でも、上記の機能以外の障害（視覚、聴覚、肢体不自由等）の方は対象外

2 接種回数

1回（2回目以降は任意接種（全額自己負担）となりますので、広島市の予診票を使用しないでください。）

3 接種料金

自己負担金（窓口徴収額）：1,000円（税込）（1の対象者のうち、4の自己負担金免除者については全額公費負担です。）

4 自己負担金免除者（1の対象者であることが条件ですので、対象者かどうかをまず確認してください。）

接種日に各々の確認書類により、自己負担金免除者であることを確認してください。

自己負担金徴収後は広島市からは返還できません。確認書類は次の通りです。

① 生活保護世帯に属する方・・・被保護者証明書（夜間・休日等受診用）〈空色〉

又は、**保護廃止（停止）証明書〈白色〉（平成25年度のみ）※**

② 市民税の所得割非課税世帯に属する方・・・市・県民税課税台帳記載事項証明書

市・県民税課税台帳記載事項証明書（税額用）は区役所の課税課で発行します。住民票上の世帯全員の証明書が必要ですが、一人でも課税されていると証明手数料（350円～）がかかります。

②の市・県民税課税台帳記載事項証明書の代用となる書類

ア 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（若草色）

イ 介護保険負担限度額認定証（ピンク色）

ウ 介護保険特定負担限度額認定証（ピンク色）

エ 介護保険利用者負担額減額・免除等認定証（レモン色）

オ 介護保険料額の通知書：**所得段階が第1～第4段階の方のみ**

カ 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（空色）

キ 中国残留邦人等支援給付に係る本人確認証（白色）

ク 市民税・県民税納税通知書兼領収証書（名義人以外にほかの世帯構成員がいる場合は、その人の市・県民税課税台帳記載事項証明書（税額用）が必要です。）

※生活扶助基準の改正に伴い、平成25年8月1日に生活保護の停止又は廃止を受けた方は、**平成25年度に限り、生活保護を受けているものとみなされますので、保護廃止（停止）証明書を窓口で確認をしてください。**

裏面に続く→

5 接種票付き予診票の取り扱い等について

① 予診票について（昨年度の様式もそのまま使用できます。）

- ・予診票は、レタープレス（株）へFAX（844-7800）でご注文のうえ、ご使用ください。（注文番号 213 番：インフルエンザ接種票付き予診票（満 65 歳以上））

●平成 25 年度作成分の様式は、10 月 1 日（火）以降の発送予定ですのでご了承ください。

また、平成 24 年度との変更点は、次のとおりです。

- ・予診票に接種量及び接種部位を記載。
- ・接種票（甲）に、この接種票を使用できる対象者を記載。

●必要枚数を超えて大量に注文されることのないよう、ご協力をお願いいたします。

- ・医師記入欄は医師が署名いただくか、あるいは、氏名をゴム印で押印される場合は認印も押印してください。医療機関所在地及び名称はゴム印で構いません。押印は必要ありません。
- ・被接種者署名欄は、本人が自署できない場合は、本人に身寄りのない場合を除いて、必ず家族の方が本人の同意を得て署名し、氏名及び続柄を記載してもらってください。本人の意思確認ができない場合は、任意接種となります。

② 説明書及び接種票について

- ・接種票（甲）は医師会への委託料請求用です。
- ・接種票（乙）は予防接種済証ですので、説明書とともに被接種者に渡して大切に保存するように伝えてください。

予防接種説明書 (被接種者に渡す)	予 診 票 (医療機関で保管)
インフルエンザ接種票 (乙) (被接種者に渡す)	
インフルエンザ接種票 (甲) (市医師会に提出)	

③ 予防接種法施行規則第 2 条の 2 該当者（満 60 歳以上満 65 歳未満でインフルエンザ定期予防接種に該当する人）確認書（裏面）について

- ・該当箇所に○をし、医療機関所在地、名称、医師氏名を全て記入（ゴム印可）し、押印してください。
- ・確認書はコピーしてご使用ください。
- ・接種料、予診料ともに65 歳以上の方の請求件数に合算して、予防接種・各種健検診総括請求書にご記入ください。

6 委託料の請求について

① 委託料金：消費税込（広島市から医療機関にお支払いする金額）

- ・接種委託料：一部負担者 3,315 円
免除者 4,315 円
- ・予診委託料（予診の結果、接種を見合わせた場合）：2,919 円 （全員同額）

② 請求方法：広島市医師会への提出書類

【65歳以上の方の場合】

- ア) インフルエンザ接種票（甲）：一部負担者と免除者に分けてください。
- イ) 予防接種・各種健診診総括請求書：一部負担と免除の各件数をご記入ください。
 - ・自己負担金免除者の方は、接種票（甲）の接種料金免除制度確認書類の確認したものに○をつけてください。被接種者本人が確認書類欄に○をしており、一般分として請求しているケースがあるため、必ず確認書類欄をご確認のうえ、ご請求ください。確認書類の写しは不要です。
 - ・市民税の所得割非課税世帯に属する方の場合、代用となる書類で確認しても、「2. 市・県民税課税台帳記載事項証明書」に○をしてください。確認書類の写しは不要です。
 - ・接種票（甲）には医療機関所在地、名称、医師氏名を全てご記入ください（ゴム印可）。押印は不要です。

【60歳以上65歳未満で予防接種法施行規則第2条の2該当者の場合】

- ア) 身体障害者手帳の写し、または「予防接種法施行規則第2条の2該当者確認書」：それぞれ該当者の接種票（甲）にホッチキスで添付してください。
 - なお、身体障害者手帳は、60歳以上65歳未満の方でインフルエンザ定期予防接種対象者であるかを確認するためのもので、自己負担金の免除確認書類ではありません。
- イ) インフルエンザ接種票（甲）：一部負担者と免除者に分けてください。
- ウ) 予防接種・各種健診診総括請求書：一部負担と免除の各件数を65歳以上の方と併せてご記入ください。

【予診の結果、接種を見合わせた場合】

- ・予診票（右側）の接種年月日の箇所に予診の実施年月日をご記入のうえ、予診票の写し（右側のみ）を添付（接種票は不要）し、予防接種・各種健診診総括請求書に請求件数をご記入ください。
- ・医師記入欄は、必ず医師の署名、又は記名押印（ゴム印+認印）してください（サイン可）。
医療機関所在地・名称・医師名も必ずご記入（ゴム印可）ください。

7 その他の留意事項について

- ・接種票の被接種者氏名・住所・生年月日等が判読できず、対象者であることが確認できない場合は、接種票をお返す場合もありますので、ご提出前に確認をお願いいたします。
- ・委託料の請求は、実施月の翌月5日までに届くように広島市医師会に必要書類をご送付ください。
- ・住民票が広島市外の方で、広域化予防接種事業に参加している市町にお住まいの方は、被接種者の住民票がある市町の自己負担金で接種を受けることができます。広域化予防接種事業（登録医療機関のみ）につきましては、県医師会速報の10月5日号に掲載予定ですので、ご確認ください。
 - なお、登録を希望される場合は、広島県医師会（TEL：232-7211）にご連絡ください。
- ・住民票が広島市外の方で、広域化予防接種事業に参加していない市町にお住まいの方が、所定の手続き（※）により、広島市のインフルエンザ予防接種を受けられた場合は、インフルエンザ接種票（甲）に「予防接種依頼書有」とご記入のうえ、広島市民の方と併せて請求してください。
(※住民票所在地の市町で予防接種依頼書を交付後、広島市内の保健センター（各保健センターどこでも可）において広島市の接種票を購入し、医療機関で1,000円を支払い、接種を受けることになります。全額自己負担です。)
- ・広島市民の方が、広域化予防接種事業に参加している広島市外の医療機関で接種を受ける際には、別に接種票の発行手続きが必要です。接種票は広島市の各保健センターで発行されます。

*添付書類：ポスター

（お問い合わせ先）広島市医師会事務局 担当：和木・三宅・下原 電話：232-7321

裏面に続く→